

船舶安全法施行規則及び船舶自動化設備特殊規則の一部を 改正する省令案について

1. 背景

海難事故防止、船員労働環境の改善、職場の魅力向上への期待から、近年自動運航船に注目が集まっているところ、自動運航船の 2030 年頃までの本格的な商用運航の実現を目指し、「自動運航船検討会」を通じて国内制度の検討・整備を進めている。

現在まで、自動運航船に関する明確な安全基準は規定されてこなかったところ、今般、昨今の自動運航技術の進展等を踏まえ、自動運航船の運航に係る安全性を担保するため、船舶安全法施行規則（昭和 38 年運輸省令第 41 号）及び船舶自動化設備特殊規則（昭和 58 年運輸省令第 6 号）について所要の改正を行う必要がある。

また、船舶安全法施行規則第 4 条の 2 において無線電信等の施設に関する規定の適用除外となる対象船舶を定めているところ、沿岸海域を航行する船舶の航海の態様に鑑み、当該船舶の範囲を合理化する必要がある。

2. 概要

(1) 船舶安全法施行規則の一部改正

①自動運航システムを有する船舶の「特殊船」への位置づけ（第 1 条第 4 項関係）

自動運航システム（船舶自動化設備特殊規則第 11 条の 2 に新たに規定する自動運航システムをいう。以下同じ。（2）①を参照。）を有する船舶（長さ 3 メートル未満の船舶であって、推進機関の連続最大出力が 1.5 キロワット未満のものを除く。以下同じ。）を「特殊船」と定めることとする。

②自動運航システムにおける欠陥発見時の報告等（新設）

自動運航システムに欠陥が発見された場合は、速やかに管海官庁に対してその旨を報告することを求めるとともに、管海官庁は、当該報告を受けた場合は、その事実について調査を行うことができることとする。

③自動運航システムを有する船舶に係る資料の供与等（第 51 条第 1 項、第 4 項、第 8 項及び第 10 項関係）

船舶所有者は、自動運航システムを有する船舶について、当該船舶が航行を安全に行うために必要な事項が記載された資料を作成するとともに、当該資料を船長に供与しなければならないこととする。

当該資料について、船級協会が承認したものは管海官庁が承認したものとみなすこととする。

船長は、当該資料を船内に備えておかなければならないこととする。

④無線電信等の施設の適用除外となる船舶（第 4 条の 2 関係）

無線電信等の施設に関する規定の適用除外となる対象船舶について、湖川港内の水域のみを航行する一定の船舶としているところ、航海の態様等を勘案して、沿岸海域のみを航行する一定の船舶についても対象とする。

(2) 船舶自動化設備特殊規則の一部改正

①自動運航システムが満たすべき要件の策定（新設）

船舶の運航に係る認知、判断及び操作を一貫して自動的に行う機能を有する設備、機器又は装置（「自動運航システム」という。）について、状況の認識、衝突及び座礁の回避、制御等の機能に関する基準を定めることとする。

②遠隔支援業務用設備等の要件の変更（第12条関係）

船舶安全法第6条の4第1項の遠隔支援業務の用に供する設備、機器又は装置であって、船舶に施設されるものが満たすべき要件として、当該設備等は、同項の認定を受けた事業場と適切な方法で迅速かつ適切に情報を送受信できるものであることとする。

（3）経過措置（附則関係）

施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶であって、自動運航システムを施行日に現に備え付ける船舶等について、改正後の船舶安全法施行規則第1条及び第51条並びに船舶自動化設備特殊規則の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする等の所要の経過措置を設ける。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：5月下旬

施 行：6月1日（日）